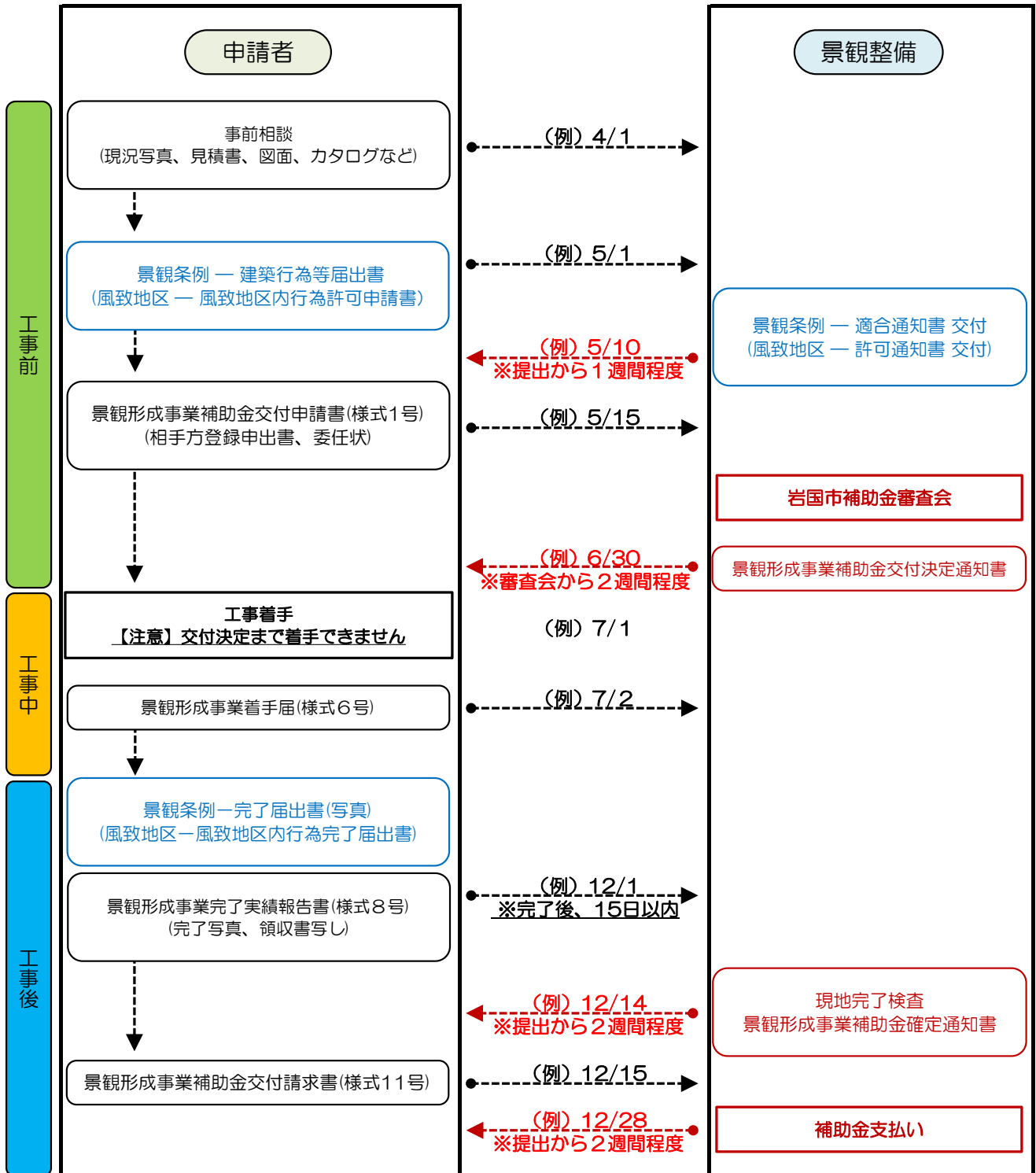


《 景観形成事業補助金手続きの流れ 》

※日付については、あくまで目安となります。



- ※ 1. 申請年度の3月10日までに完了(工事の支払い含む)する工事が対象です。
 2. 交付申請書提出後に工事内容に変更があった場合は、景観形成事業補助金変更承認申請書(様式4号)の提出が必要です。
 3. 見積書
 単価・数量の比較を行うため、一式表記は行わないようにしてください。
 4. 配置図・平面図・立面図(断面図)
 数量・材質確認のため、寸法及び材質を表記してください。
 5. 使用材料カタログ
 材質・色・単価(カタログ単価)が判る資料を提出してください。